

新 旧 対 照 表

(新)

高知県建設業BCP認定制度実施要綱

1. 目的

今世紀前半にも発生することが予測されている南海トラフの巨大地震は大規模広域災害であるため、事前の対策によって被害軽減を図るとともに、地域の力によって早期復旧を目指すことが求められている。特に、緊急対応時に最前線で活動することが期待されている建設業においては、行政機関と連携しながら災害対応力の強化を図り、応急対応業務や継続すべき重要業務を確実・円滑に実施するための体制を整えておく必要がある。そのため、県内の建設会社で行っている事業継続力を高める取り組み（基礎的な事業継続力）の成果と実効性を審査し、認定することで、各建設会社の「事業継続計画（BCP）」策定の取組みを推進することを目的とする。

2. 用語の定義

この要綱において次に掲げる用語の定義は、それぞれ次によるものとする。

- (1) 「審査要領」とは、県が策定する「高知県建設業BCP認定審査要領」（以下「審査要領」という。）をいう。
- (2) 「審査」とは、申込された建設業BCPについて、審査要領に適合しているか否かについて審議することをいう。
- (3) 「新設合併」とは、二以上の会社がする合併であり、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併により新たに設立する会社に承継させることをいう。
- (4) 「吸収合併」とは、会社が他の会社とする合併であり、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させることをいう。
- (5) 「事業譲渡」とは、会社の事業の全部又は一部を他の会社に譲渡することをいう。

3. 認定の概要

審査要領をもとに審査を行い、適合した申込会社に対し、「災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社」として、認定証を交付する。

(1) 認定対象となる建設会社

高知県建設工事競争入札参加資格者の内、「土木一式工事」の**入札参加資格を持ち、かつ**高知県内に本社を有する建設会社とする。

※「四国建設業BCP等審査会」で既に認定証を授与されている建設会社認定の有効期間に限り、審査要領による「災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社」として認定されているものとする。

(旧)

高知県建設業BCP認定制度実施要綱

1. 目的

今世紀前半にも発生することが予測されている南海トラフの巨大地震は大規模広域災害であるため、事前の対策によって被害軽減を図るとともに、地域の力によって早期復旧を目指すことが求められている。特に、緊急対応時に最前線で活動することが期待されている建設業においては、行政機関と連携しながら災害対応力の強化を図り、応急対応業務や継続すべき重要業務を確実・円滑に実施するための体制を整えておく必要がある。そのため、県内の建設会社で行っている事業継続力を高める取り組み（基礎的な事業継続力）の成果と実効性を審査し、認定することで、各建設会社の「事業継続計画（BCP）」策定の取組みを推進することを目的とする。

2. 用語の定義

この要綱において次に掲げる用語の定義は、それぞれ次によるものとする。

- (1) 「審査要領」とは、県が策定する「高知県建設業BCP認定審査要領」（以下「審査要領」という。）をいう。
- (2) 「審査」とは、申込された建設業BCPについて、審査要領に適合しているか否かについて審議することをいう。
- (3) 「新設合併」とは、二以上の会社がする合併であり、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併により新たに設立する会社に承継させることをいう。
- (4) 「吸収合併」とは、会社が他の会社とする合併であり、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させることをいう。
- (5) 「事業譲渡」とは、会社の事業の全部又は一部を他の会社に譲渡することをいう。

3. 認定の概要

審査要領をもとに審査を行い、適合した申込会社に対し、「災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社」として、認定証を交付する。

(1) 認定対象となる建設会社

高知県建設工事競争入札参加資格者の内、「土木一式工事」の「A等級」、「B等級」及び「C等級」に格付けされている高知県内に本社を有する建設会社とする。

※「四国建設業BCP等審査会」で既に認定証を授与されている建設会社認定の有効期間に限り、審査要領による「災害時の基礎的な事業継続力を備えている建設会社」として認定されているものとする。

(2) 審査

建設会社の策定する事業継続計画の内容や実効性について、「高知県建設業BCP審査会」（以下「審査会」という。）において審査する。

(3) 認定証等の交付

審査会の審査結果をもとに、県で認定の可否を判断し、認定証を交付する。認定されなかった建設会社に関しては、非認定通知書を交付する。

(4) 認定証の有効期間

認定証の有効期間は3年間とする。

(5) 不適合通知

申込において、虚偽記載等の悪質な行為が判明した場合は、審査会事務局（高知県土木政策課）において事実関係を確認し、審査会に諮ったうえで不適合通知書を交付する。

なお、不適合通知書の交付を受けた建設会社からの再申込は、不適合通知書を交付をした日より1年間にわたり再申込を受け付けられないものとする。

(6) 認定の取消し

認定証の交付を受けた建設会社が次の事項に該当する場合は、審査会に諮ったうえで認定取消し通知書を交付する。

なお、①及び④に該当する場合で、認定取消し通知書の交付を受けた建設会社からの再申込については、認定取消し通知書を交付した日から1年間にわたり受付ないものとする。

- ① 認定後において、虚偽記載等の悪質な行為が判明した場合。
- ② 認定証の交付を受けている建設会社が新設合併した場合。
- ③ 認定証の交付を受けている建設会社が土木一式工事に該当する事業を譲渡した場合。
- ④ その他認定の取消しが必要と認められる場合。

(7) 吸収合併又は事業譲渡等による認定の継続

認定証の交付を受けた建設会社による吸収合併又は事業譲渡等が次の事項に該当する場合は、適宜審査会に諮ったうえで認定の継続を認める。この場合、建設会社に対して事務局は、速やかに継続更新の申込を行うよう通知する。

なお、申込期限までに手続きが行われない場合は、審査会の承認を受けて認定取消し通知書を交付する。

- ① 認定証の交付を受けている建設会社が吸収合併の存続会社となった場合。
- ② 認定証の交付を受けている建設会社が事業譲渡を受けた場合。
- ③ その他認定の継続が必要と認められる場合。

4. 認定会社の公表

(2) 審査

建設会社の策定する事業継続計画の内容や実効性について、「高知県建設業BCP審査会」（以下「審査会」という。）において審査する。

(3) 認定証等の交付

審査会の審査結果をもとに、県で認定の可否を判断し、認定証を交付する。認定されなかった建設会社に関しては、非認定通知書を交付する。

(4) 認定証の有効期間

認定証の有効期間は3年間とする。

(5) 不適合通知

申込において、虚偽記載等の悪質な行為が判明した場合は、審査会事務局（高知県土木企画課）において事実関係を確認し、審査会に諮ったうえで不適合通知書を交付する。

なお、不適合通知書の交付を受けた建設会社からの再申込は、不適合通知書を交付をした日より1年間にわたり再申込を受け付けられないものとする。

(6) 認定の取消し

認定証の交付を受けた建設会社が次の事項に該当する場合は、審査会に諮ったうえで認定取消し通知書を交付する。

なお、①及び④に該当する場合で、認定取消し通知書の交付を受けた建設会社からの再申込については、認定取消し通知書を交付した日から1年間にわたり受付ないものとする。

- ① 認定後において、虚偽記載等の悪質な行為が判明した場合。
- ② 認定証の交付を受けている建設会社が新設合併した場合。
- ③ 認定証の交付を受けている建設会社が土木一式工事に該当する事業を譲渡した場合。
- ④ その他認定の取消しが必要と認められる場合。

(7) 吸収合併又は事業譲渡等による認定の継続

認定証の交付を受けた建設会社による吸収合併又は事業譲渡等が次の事項に該当する場合は、適宜審査会に諮ったうえで認定の継続を認める。この場合、建設会社に対して事務局は、速やかに継続更新の申込を行うよう通知する。

なお、申込期限までに手続きが行われない場合は、審査会の承認を受けて認定取消し通知書を交付する。

- ① 認定証の交付を受けている建設会社が吸収合併の存続会社となった場合。
- ② 認定証の交付を受けている建設会社が事業譲渡を受けた場合。
- ③ その他認定の継続が必要と認められる場合。

4. 認定会社の公表

認定された建設会社名については、県が公表する。

5. その他

この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月25日から施行する。

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

この要綱は、令和5年7月12日から施行する。

認定された建設会社名については、県が公表する。

5. その他

この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月25日から施行する。

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。